

入 札 説 明 書

案件名 スタンドアローン型音声認識システム

I	入札説明書	(頁) 1 ～ 5
II	提出書類一覧表	6
III	入札書・委任状	7 ～ 1 0
IV	仕様書に関する質問書	1 1
V	契約書（案）	1 2 ～ 2 1

I 入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
スタンドアローン型音声認識システム
- (2) 業務の内容
スタンドアローン型音声認識システム仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ 入札しようとする委託業務が、仕様書に示した条件等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者
 - ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ⑤ ②の入札参加者資格を有するもののうち、過去3年間に国や地方自治体が発注する類似業務の受注実績を有していること。
 - ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - ⑦ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者
- (2) 資格審査の申請の方法
2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して5に示す応札仕様書の提出期限までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

- (1) 担当部局
徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階
徳島県こども未来部こども家庭支援課 企画担当
電話番号 088-621-2180
ファクシミリ番号 088-621-2843
電子メールアドレス kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付
令和8年3月2日（月曜日）から3月9日（月曜日）午後5時15分までの間
（土曜・日曜・祝日及び正午から午後1時の間を除く。）、上記（1）に掲げる場所で交付する。
- ア 交付方法
上記の場所で直接受け取る、郵送により請求する、又はホームページ上からダウンロードすること。ただし、郵送による請求の場合は、上記の期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

4 問い合わせ等について

- (1) この入札についての問い合わせ先
徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部こども家庭支援課 企画担当
電話番号 088-621-2180
ファクシミリ番号 088-621-2843
電子メールアドレス kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問い合わせについての受付期間
問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。
- 応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法
- ① 提出期限
令和8年3月9日（月曜日） 午後5時15分
- ② 提出場所
徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階
徳島県こども未来部こども家庭支援課 企画担当

③ 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は必要書類を封書のうえ、その表面に「スタンドアローン型音声認識システム応札仕様書等在中」と朱書きし、書留郵便など配達記録が確認できる方法により、5の(2)の①に指定する日時までに、5の(2)の②に示す提出場所に到達するようにすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和8年3月16日(月曜日) 午前10時

郵送による場合は、令和8年3月13日(金曜日) 必着

② 場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁10階 中会議室

③ 入札書の提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は入札書を封書のうえ、その表面に「スタンドアローン型音声認識システム入札書在中」と朱書きし、書留郵便により令和8年3月13日(金曜日)までに、5の(2)の②に示す提出場所に到達するようにすること。なお、再度の入札を行う場合は同日直ちに行うため、再度の入札への参加を希望する場合は、入札書とは別に「再」の字を記入した入札書を封書のうえ、その表面に「スタンドアローン型音声認識システム再入札書在中」と朱書きし、提出すること。再入札書の提出がない場合は、再度の入札に応じる意思がないものとみなす。

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札件名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「スタンドアローン型音声認識システム」の1ヶ月の利用料を記載するものとし、本利用料にはサービス提供に係る一切の経費が含まれるものとする。

エ 「入札件名」は、「スタンドアローン型音声認識システム」とすること。

オ 入札参加者は、入札件名、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した委託業務の条件等を執行できると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ② 記名のない入札。
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札件名」で件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した委託業務を執行できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

- (2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関
徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階
徳島県こども未来部こども家庭支援課 企画担当
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。
入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書等（顔写真入り）の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。
この入札は、令和8年度予算を審議する徳島県議会において、当初予算の成立を条件として実施する。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名 代表者氏名」を記入すること。

- ① 応札仕様書 1 通
- ② 会社概要に関する書類（パンフレット等） 1 部
- ③ 業務履行能力証明書 1 通
- ④ 過去3年以内に、スタンドアローン型音声認識システムの受注実績があることを証明する書類（契約書の写しなど） 1 通
- ⑤ 相談体制図 1 通

2 入札書提出時

① 入札書 1 通

入札書を封筒に入れ「入札件名 スタンドアローン型音声認識システム」を記載すること。

② 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1 通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

郵送の場合で再度の入札への参加を希望する場合は、入札書とは別に「再」の字を記入した入札書を封書のうへ、その表面に「スタンドアローン型音声認識システム再入札書在中」と朱書きし、提出すること。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札件名 スタンドアローン型音声認識システム

入札保証金 免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札件名	スタンドアローン型音声認識システム
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和○年○月○日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社
氏名	役職名 徳島 太郎
徳島県知事 殿	

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札件名	スタンドアローン型音声認識システム
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和○年○月○日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社
氏名	役職名 徳島 太郎
代理人	住所 ○○○○○○ 氏名 阿波 次郎
徳島県知事 殿	

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

住所、会社名、代表者役職・氏名を
記入

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ
内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし、徳島県が令和8年3月16日に
執行する「スタンドアローン型音声認識システム」の入札に関する一切の権限を委任しま
す。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。

- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 8 年 3 月 1 6 日に執行する「スタンドアローン型音声認識システム」の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: スタンドアローン型音声認識システム

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

スタンドアローン型音声認識システム提供契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が提供するスタンドアローン型音声認識システム（以下「システム」という。）の利用について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲にシステムを提供するとともに、システムの適切な利用方法を指導し、サービスが常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うことを目的とする。

（サービスの内容）

第2条 この契約に基づき、乙が提供し甲が利用するシステムは、別添スタンドアローン型音声認識システム仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（システムの提供）

第4条 乙は、システムの開始日までに、甲が利用できる状態に調整を完了し提供しなければならない。

（利用料）

第5条 利用料は、月額金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、利用料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、利用料、契約期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（利用料の改定）

第9条 契約期間中において、物価の変動その他特別の事情により利用料を改定する必要がある場合、乙は料金改訂日の1か月前までに書面で利用料の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新利用料を決定する。

（サービスの保守）

第10条 乙は、システムを甲が常時正常な状態で使用できるように、随時点検調整を行わなければならない。

2 乙は、システムの提供に関し、事故、故障その他の原因により契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(委託業務の完了報告)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第12条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められるときは、委託業務検査調書を作成するものとする。

3 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

4 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(利用料の支払)

第13条 乙は、前条第1項又は第4項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して、利用料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に利用料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第14条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的をいかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約の解約等)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、システムの提供に当たり甲に損害が生じた場合、乙に故意又は重過失がある場合を除き、通常かつ直接に生じ得る損害の範囲内で甲に対し損害を賠償する。なお、当該賠償は、甲が乙に支払った利用料の総額を上限として行われるものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、システムの提供に当たり、個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第19条 乙は、システムの提供に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙

スタンドアローン型音声認識システム仕様書

1. システム仕様・基本機能

- (1) Web 会議や商談、会見等、対面・非対面の幅広いシーンで利用できるスタンドアローン型文字起こし支援アプリケーションを提供すること。
- (2) リアルタイムでの音声認識に加え、録音した音声データを取り込んで文字化するバッチ認識にも対応していること。
- (3) 音声認識で文字化されたテキストから順次、修正作業に着手する事ができること。
- (4) 音声の録音からテキストの編集、文字起こし内容の出力まで 1 つのアプリケーション内で行えること。
- (5) 視聴用に音声認識で文字化されたテキストや文字起こし内容を別の画面に表示できること。
- (6) 音声の再生やテキストの編集は、キーボード操作だけでも行えること。
- (7) 音声認識エンジンを簡易カスタマイズできる単語登録機能が搭載されていること。
- (8) オフライン(インターネット未接続)の状態でも音声認識が可能なスタンドアローン型であること。
- (9) アプリケーションは、端末(Windowsパソコン)にインストールして利用できること。
- (10) ライセンスの提供形態は、以下の3種類から選択できること。
 - ・決められた台数の端末にアプリケーションをインストールして利用できるスタンドアローンライセンス(ノードロック)。
 - ・インストール台数に制限がなく、端末に USBキーを接続した時にのみアプリケーションが利用できるスタンドアローンライセンス(USB キー)。
 - ・利用者側のサーバーにライセンスコードを設定し、各端末からライセンス認証を所得できるサーバーライセンス(フローティングライセンス)。
- (11) ライセンス数は、3ライセンスとする。

2. 音声認識・編集機能

2-1. 音声認識機能

〈共通機能〉

- (1) 音声認識機能は、不特定話者対応で事前に話者の音声の登録・学習が不要であること。
- (2) 音声認識機能は、単語認識ではなく連続音声認識であり、発話内容を一字一句文字化できること。
- (3) 話し言葉(特に会議特有の話し言葉)が音声認識できること。
- (4) 音声認識の速度を調整できること。
- (5) ユーザー辞書に登録された単語を用いて音声認識ができること。
- (6) 音声認識を停止せずにユーザー辞書に単語を追加登録でき、かつ、即時反映され文字化できること。
- (7) 音声認識エンジンやユーザー辞書に登録されていない単語が認識、編集されたとき、未知語として表示され、単語登録ができること。
- (8) 自動的に句読点の出力ができること。

- (9)話者振り分けができること。また、振り分けられた話者情報から自動で話者識別できること。

2-2. リアルタイム音声認識機能

- (1)複数のサウンドデバイスを選択し、音声を入力できること。
- (2)入力した音声をリアルタイムで音声認識できること。
- (3)選択したサウンドデバイスごとに発言者の名前を割り付けることができ、その発言者ごとに認識結果を表示することができること。

2-3. 音声ファイル認識機能

- (1)音声ファイル(MP3, WMA, WAV, M4A)、動画ファイル(WMV, MP4)に対し、音声認識できること。

3. 表示・編集機能

3-1. 表示機能

- (1)認識結果を発話時間、発話者、発言内容の項目に分けて表示できること。
- (2)発話時間の昇順で表示できること。
- (3)認識結果、編集結果を別の画面に表示できること。

3-2. 編集機能

- (1)発言内容単位で音声を聞きながら認識文字列を修正・編集できること。(バッチでの音声認識時)
- (2)発言内容の削除ができること。
- (3)キーボードショートカットのカスタマイズが自由に設定できること。
- (4)キーボードとマウスを使用して編集作業ができること。
- (5)キーボードのみでも(マウスを使わなくても)編集作業ができること。
- (6)編集結果を Word ファイル形式・Excel ファイル形式、テキストファイルで出力できること。
- (7)音声データのみを音声ファイル(WAV または M4A)へ出力ができること。
- (8)重要な単語(キーワード)を設定する事で、テキスト化された発言内のキーワードをハイライト表示できること。
- (9)発言内容ごとに、「重要チェック」「決定事項」等のタグをつける事ができ、編集中やテキストファイル出力後に該当箇所を確認しやすくできること。
- (10)発言内容に対して絞り込み検索ができること。
- (11)絞り込み検索において、タグ、出席者、キーワード等で検索を絞り込むことができること。
- (12)絞り込み検索で絞り込んだ内容のみをテキストファイルに出力できること。

3-3. 音声再生機能

- (1)一つの発話の編集が終了したら、自動的に次の発話の編集に入り、音声も自動再生できること。(バッチでの音声認識時)

- (2) ピッチを変えずに音声の再生速度の変更ができること。
- (3) 選択した発言内容の音声をループ(繰り返し)再生できること。

3-4. 保存機能

- (1) 音声認識した音声や認識結果、編集結果は自動的に保存できること。
- (2) 保存したデータは一覧で表示できること。
- (3) 保存したデータを削除できること。
- (4) データ保存フォルダを任意の場所に変更できること。

4. 動作環境

徳島県行政事務用パソコン及びタブレット端末にて使用できること。

5. インストール条件

- (1) Web サイトから最新版のインストーラーをダウンロードできること。
- (2) Microsoft Edge(最新版)、Google Chrome(最新版)、Mozilla Firefox(最新版)に対応していること。
- (3) 管理者権限でのインストールが可能なこと。

6. 保守サポート

- (1) 平日の午前9時から午後5時の間、利用に関する問い合わせや相談(電話又はメール)に対応すること。
- (2) 不具合発生時に復旧対応を行うこと。
- (3) アプリケーションの定期バージョンアップを行うこと。
- (4) 製品バグフィックス及び最新マイナーバージョンアップモジュールの提供サービスを行うこと。
- (5) WindowsのOSやWebブラウザのバージョンアップに対応すること。
- (6) 各児童相談所において円滑に利用できるよう、利用マニュアルを作成するとともに、必要に応じて職員向けの操作研修会を開催すること。
- (7) 円滑な保守体制を必要とするため、代理店として人口規模10万人以上の自治体において過去3年以内に10自治体以上に導入した実績を有していること。
- (8) AI(人工知能)の学習情報を定期的に提供すること。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

- 第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。
- 2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

- 第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

- 第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。
- 2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。